



(後) 第 15 回 企業組織再編会計の必要性

(どうしてそれが必要なのか)

月(5) 法 2 号館 213 教室
平成 24 年 2 月 6 日
財 務 諸 表 論 II

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論Ⅱ 佐藤信彦外著 H23 年 4 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 8 版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験論文式財務諸表論第 5 版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)

世界規模での企業の再編が行われている。これを支える会計の役割とは、



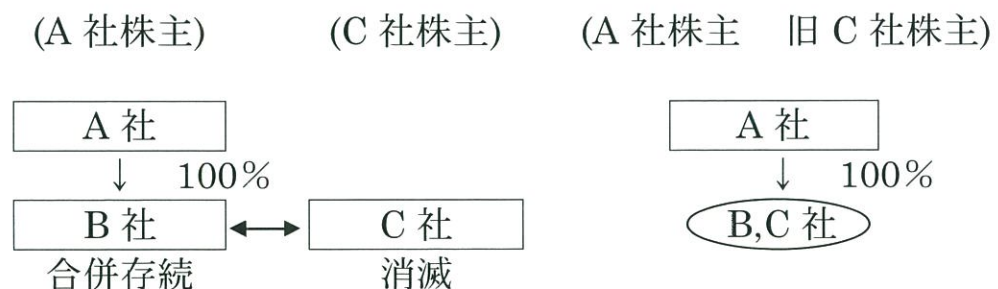
1. 産業構造に対応する企業行動の変化

情報通信産業 (IT) の発展は産業構造を大きく変化させるとともに、広域化する企業競争に対応するための企業行動に大きな影響を与えている。企業間競争は事業の競争を超えて、国内の主導権(支配)から世界の主導権(支配)を求める企業結合と事業分離等の組織再編競争にまで及んでいる観を呈している。

(1) 広域化する事業領域での成長機会の実現のための業界再編

(2) 三角合併 (合併対価の柔軟化の改正による買収の容易化)

外国企業による株式交換を通じた日本企業の買収に利用される手法。
吸収合併において、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式ではなく、存続会社の親会社の株式を対価として交付することをいう。



本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



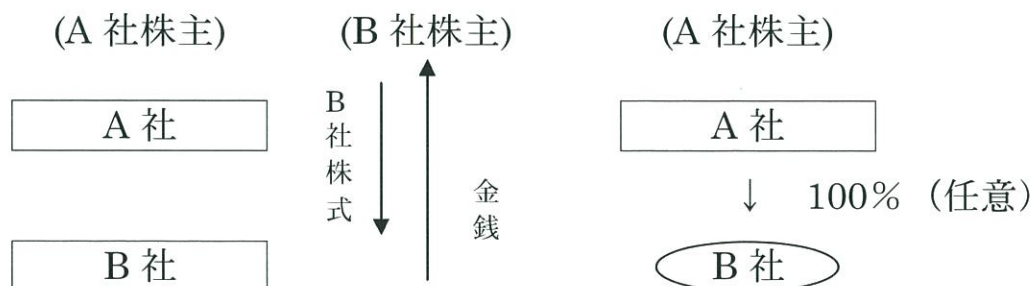
山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

2. 企業買収売却(再編)の6つのタイプ

企業買収の方法は株式を買う方法と事業を買う方法の2つある。
株式を買う方法は被買収会社の法人格を残したまま買収する方法である。

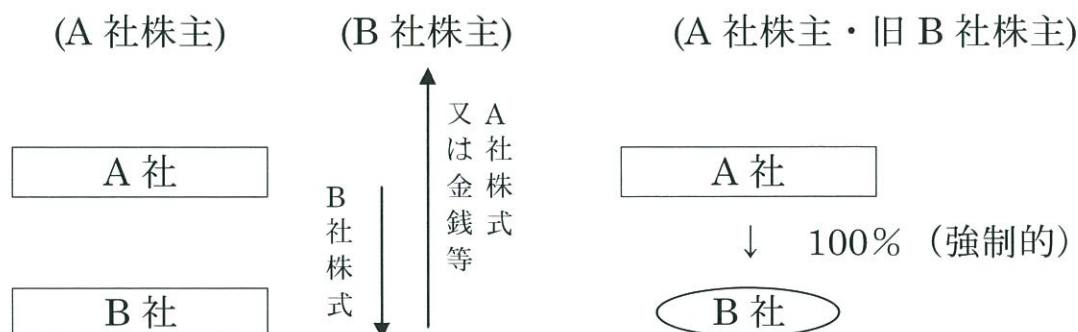
(1) 株式取得

B社の株式をA社が現金で購入する。



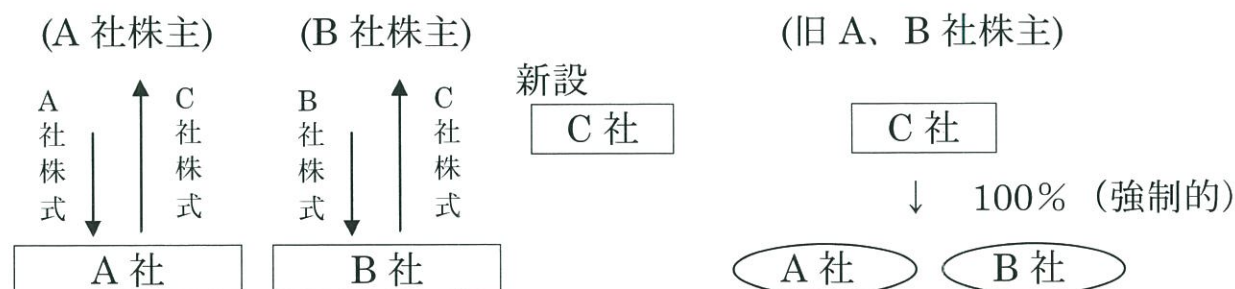
(2) 株式交換

A社とB社は株式交換契約を結び(両社の株主総会特別決議が必要)、A社の株式又は金銭等をB社株主に交付し、B社株式のすべてを取得する。



(3) 株式移転

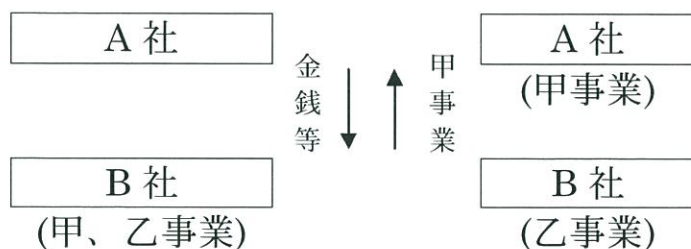
1又は2以上の株式会社(A社、B社)がその発行済株式の全部を新たに設立するC社に取得させる方法である。(原則としてA~C社の株主総会の特別決議が必要)



事業を買う方法は、被買収会社の法人株を引継がない方法である。

(4) 事業譲受

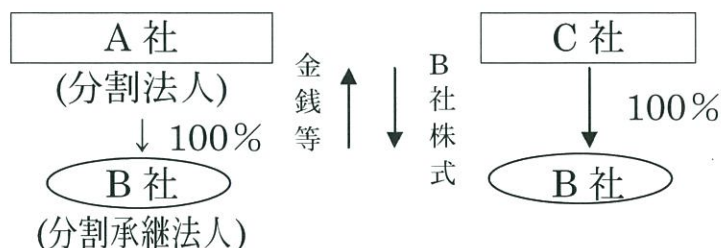
A 社が B 社の事業(財産)の一部又は全部を買収する。
(原則として A 社、B 社の株主総会の特別決議が必要)



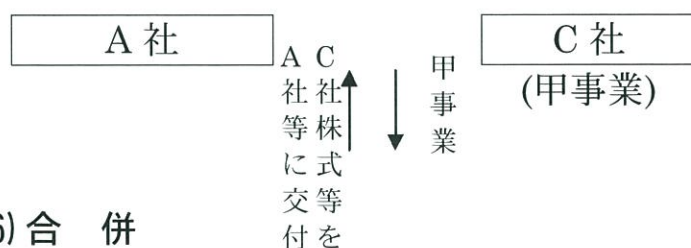
(B 社の免許、甲事業等一部を取得したい時は、不要な乙事業等を他に譲渡し、B 社株式等を譲受ける方法もある)

(5) 会社分割

①C 社が分社型分割をした B 社の株式を購入する

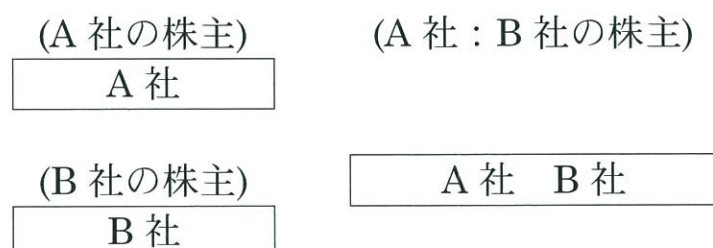


②C 社は吸収分割により A 社の甲事業を吸収し、C 社株式を交付する



(6) 合併

2 以上の会社(A 社、B 社)が契約により 1 つの会社になることをいう。B 社の資産、負債、全ての権利義務関係が A 社に移転される



3. 企業結合の会計



(1) パーチェス法

取得企業が、被取得企業の**支配を獲得**したという基本的に**第三者間取引**である
と考える。そのため売買取引を想定して、被取得企業の識別可能財産・負
債を**時価評価**したうえで、**のれんを認識**する。

パーチェス法 3 つの手順

- ① 取得企業の識別
- ② 取得原価の算定
- ③ 取得原価の配分

④ **正ののれん**は、資産計上し、20 年以内の期間にわたって規則的に償却す
る。一方、**負ののれん**は、発生した事業年度の特別利益として処理する。

⑤ 企業結合



(2) 持分プーリング法

結合当事企業の資産負債をすべて帳簿価額で引継ぐ。現在、持分プーリング
法は禁止して、パーチェス法に一本化されている。

(3) 会計的効果の違い

(4) 無形資産の測定と開示

【簡単な設例】

A 社は B 社を合併する。

A 社は B 社株主に**市場価格 3, 000 円相当の株式**を交付する。

A 社					
現 金	1,000	未払金	2,000		
商 品	2,000	借入金	2,000		
建 物	3,000	資本金	2,000		
	<u>6,000</u>		<u>6,000</u>		

B 社					
現 金	1,000	借入金	2,000		
商 品	1,000				
土 地	1,000	資本金	1,000		土地の時価 2, 000
	<u>3,000</u>		<u>3,000</u>		

(A 社の合併仕訳)					
現 金	1,000	借入金	2,000		
商 品	1,000	資本金等	3, 000		
土 地	2, 000				
のれん	1,000				

4. 事業分離の会計

企業は企業活動を行うために、**有機的結合**として組織されている。**事業分離**とはそのような企業の事業の一部又は全部を他の企業に**移転**することをいう。会社分割、事業譲渡、現物出資等の法的形式を取る。

(1) 事業分離と事業結合

売却時の会計処理		購入時の会計処理
事業分離、移転 分離(元)企業 (売却、交換等)	→	事業結合、取得 分離(先、受入、取得)企業 (取得、受入等)

(2) 事業結合の会計処理

持分の継続・非継続

一般的な購入時の会計を企業自体の観点をより広く、企業自体を取引の対象となる場合も含めて、総体としての株主にとっての投資が継続しているか否かの観点から判断する。

投資(持分)の継続・非継続

企業としての一般物購入、取得	株主としての企業の購入、取得
----------------	----------------

投資の非継続	・・・	移転、パーチェス法
投資の継続	・・・	持分の結合、持分プーリング法

(3) 事業分離の会計処理

持分の継続・非継続＝投資の継続・清算
実現主義に準ずる考え方

投資の継続(これまでの投資がそのまま継続)

投資の清算(いったん投資を清算し、改めて時価による投資を行う)

投資の継続(移転損益を認識しない)

① 対価の種類

株式を対価として受取る(金銭等でなく)

② 重要な継続的関与が有の場合

5. 企業組織再編の税務

(1) 企業組織再編税制

企業組織再編税制により、合併や分割、現物出資、事後設立によって資産を移転させた場合でも、「適格組織再編」とみなされれば、その資産の譲渡益について課税が延期される。

(2) 適格組織再編

(1) 企業グループ内の組織再編

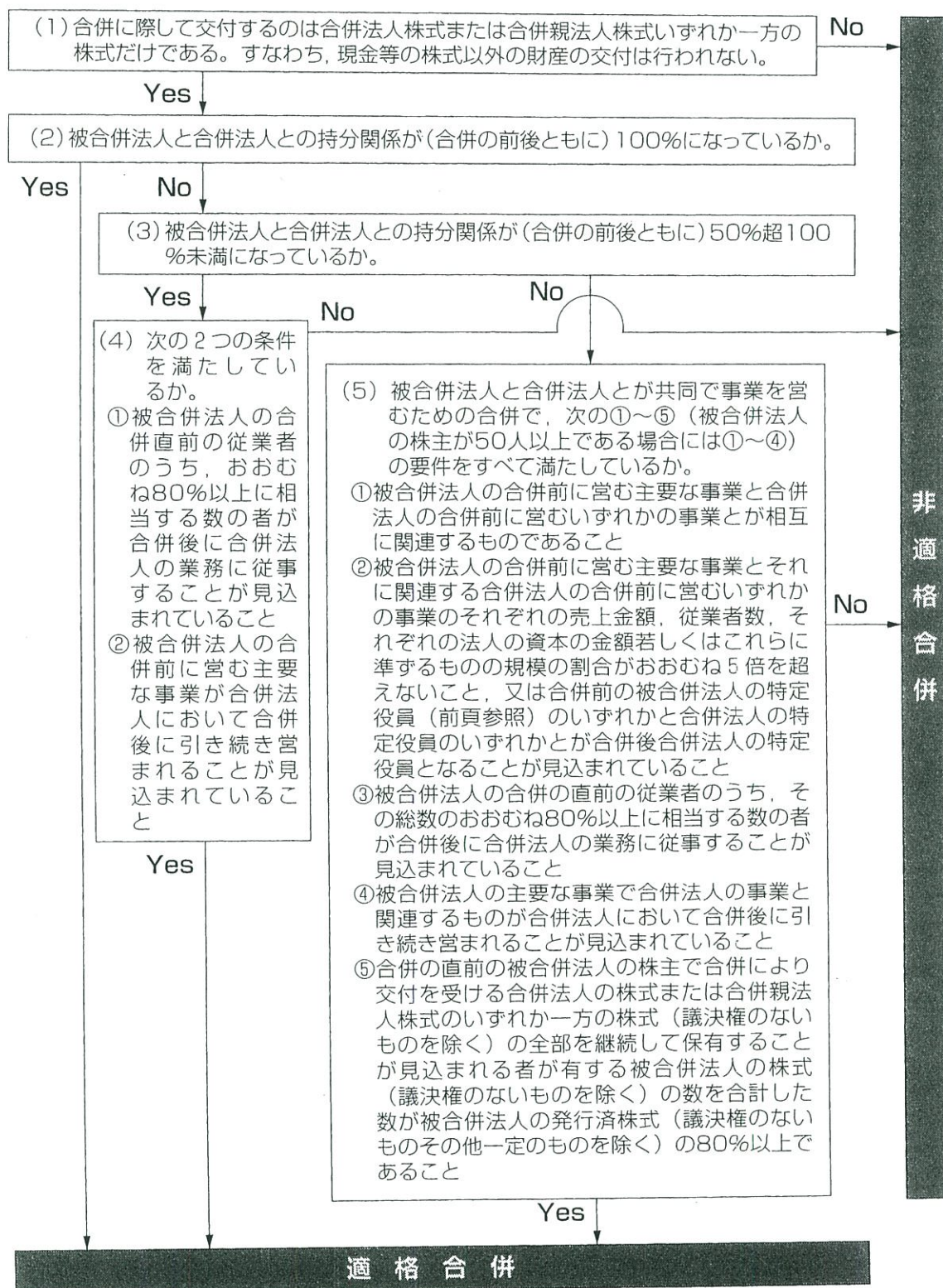
持株割合が 50% 超の関係にあり、かつ、組織再編後もこの関係が継続すると見込まれる法人間の組織再編をいう。

(2) 共同事業を行うための組織再編

事業が相互に関連性があり、①分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業の規模が著しく異ならない(売上高等の比率がおおむね 5 倍以下)

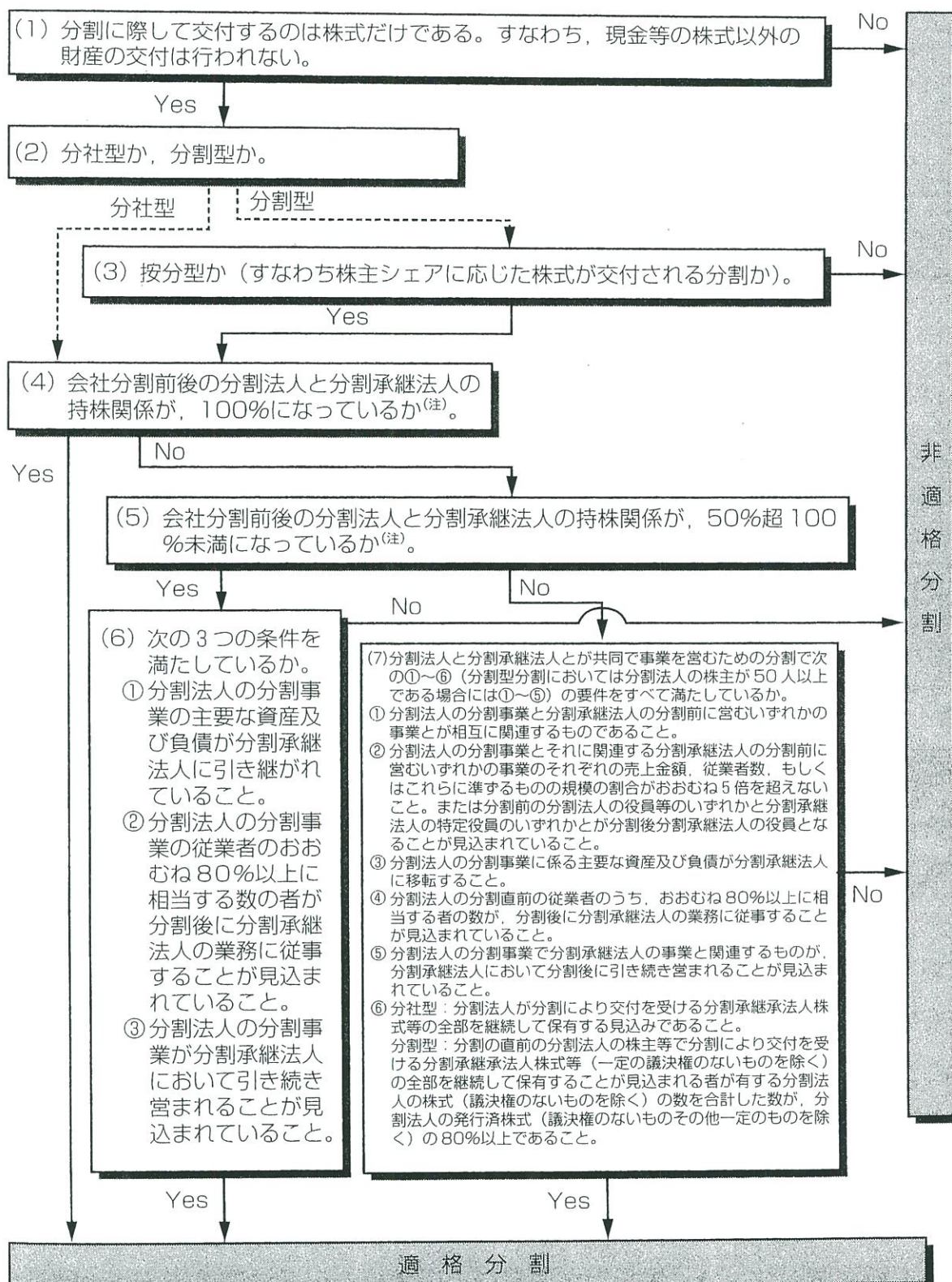
又は、②双方の常務クラス以上の役員が事業を承継した法人の経営に参画することの条件が必要である。

<適格合併判別フローチャート>



上記の持分関係には親子関係の他、合併当事会社が兄弟関係で、かつ、合併後に株式の継続保有が見込まれるものが含まれます。

会社分割



(注) 兄弟会社（同一の者によって支配される関係の会社）間の分割も含まれる。その場合には、当該同一の者による支配株式の継続保有が見込まれることが条件となる。

企業結合に関する会計基準

- (1) 設 定 (平成 15 年 10 月 31 日 企業会計審議会)
(改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

企業結合に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2) 企業結合

ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが 1 つの報告単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が 1 つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

(3) 支配

ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう。

(4) 共同支配

複数の独立した企業が契約等に基づき、ある企業を共同で支配することをいう。

(5) 取得

ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する支配を獲得することをいう。

(6) 取得企業

ある企業又は企業を構成する事業を取得する企業をいい、当該取得される企業を被取得企業という。

(7) 共同支配企業

複数の独立した企業により共同で支配される企業をいい、共同支配企業の形成とは、複数の独立した企業が契約等に基づき、当該共同支配企業を形成する企業結合をいう。

(8) 共同支配投資企業

共同支配企業を共同で支配する企業をいう。

(9) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受け入れて対価（現金等の財産や自主の株式）を支払う企業を結合企業、当該他の企業を被結合企業という。また、企業結合によって統合された1つの報告単位となる企業を結合後企業という。

(10) 企業結合日

被取得企業若しくは取得した事業に対する支配が取得企業に移転した日、又は結合当事企業の事業のすべて若しくは事実上すべてが統合された日をいい、企業結合日の属する事業年度を企業結合年度という。

(11) 共通支配下の取引

結合当事企業（又は事業）のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう。親会社と子会社の合併及び子会社同士の合併は、共通支配下の取引に含まれる。

企業分離等に関する会計基準

(1) 設 定 (平成 17 年 12 月 27 日、改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

企業分離等に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2) 事業

企業活動を行うために組織化され、有機的一体として機能する経営資源をいう。

(3) 事業分離

ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に移転することをいう。

(4) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受入れて対価（現金等の財産や自社の株式）を支払う企業を結合企業、当該他の企業を被結合企業という。また、企業結合によって統合された 1 つの報告単位となる企業を結合後企業という。

(5) 事業分離日

分離元企業の事業が分離先企業に移転されるべき日をいい、通常、事業分離を定める契約書等に記載され、会社分割の場合は分割期日、事業譲渡の場合は譲渡期日となる。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (248)

パーチェス法と持分プーリング法に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 吸収合併の会計処理において、パーチェス法を採用した場合と持分プーリング法を採用した場合とでは、合併後の企業の利益剰余金にどのような違いが生じるのか説明しなさい。
- 問2 従来、企業結合の会計処理方法としては、国際的にも、パーチェス法と持分プーリング法が認められてきたが、最近では、パーチェス法に一元化する会計基準が制定されつつある。そこで、パーチェス法に一元化すべきであるとする主張の論拠を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 持分プーリング法について説明しなさい。
2. パーチェス法について説明しなさい。
3. フレッシュ・スタート法について説明しなさい。
4. 結合当事会社の資産及び負債の評価の観点から、持分プーリング法、パーチェス法及びフレッシュ・スタート法の違いを説明しなさい。

問題 2 (253)

企業結合会計に関する次の各問に答えなさい。

- 問 1 有償取得のれんを貸借対照表に資産として計上すべきであるとする理由を述べなさい。
- 問 2 市場価格のある取得企業等の株式が対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価を(1)主要な交換条件が合意されて公表された時点での株価とする考え方と(2)実際に被取得企業の支配を獲得した日の株価とする考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
- 問 3 取得が複数の取引により達成された場合（段階取得）における被取得企業の取得原価については、(1)支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって算定する考え方と(2)支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定する考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
- 問 4 (1)負ののれんの発生原因を 2 つあげ、(2)負ののれんの会計処理方法である①資産価値修正法、②即時利益法及び③繰延利益法について説明しなさい。

〈基本問題〉

1. 取得の会計処理において、取得企業の決定方法について説明しなさい。
2. 取得の会計処理において、取得原価の算定について説明しなさい。
3. 取得の会計処理において、取得原価の配分方法について説明しなさい。
4. のれんの会計処理について説明しなさい。
5. 負ののれんの会計処理について説明しなさい。